

医科点数表第2章第10部手術の通則5（歯科点数表第2章第9部の手術
の通則4を含む）及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出実施件数

◇ 区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	1
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	38
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	72

◇ 区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	1
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	2
オ	角膜移植術等	0
カ	肝切除術等	10
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

◇ 区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

◇ 区分4に分類される手術の件数

319

◇ その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	213
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術 及び ペースメーカー交換術	29
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び 体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	27
急性心筋梗塞に対するもの	1
不安定狭心症に対するもの	1
その他のもの	25
経皮的冠動脈粥腫切除術及び	0
経皮的冠動脈ステント留置術	141
急性心筋梗塞に対するもの	1
不安定狭心症に対するもの	11
その他のもの	129

※ 上記の手術件数は令和6年1月1日～令和6年12月末までに実施した件数です。